

創業に関する信用保証のご案内

★夢応援ナビ★



あなたの創業を
応援します!

創業を目指す方のベストパートナー

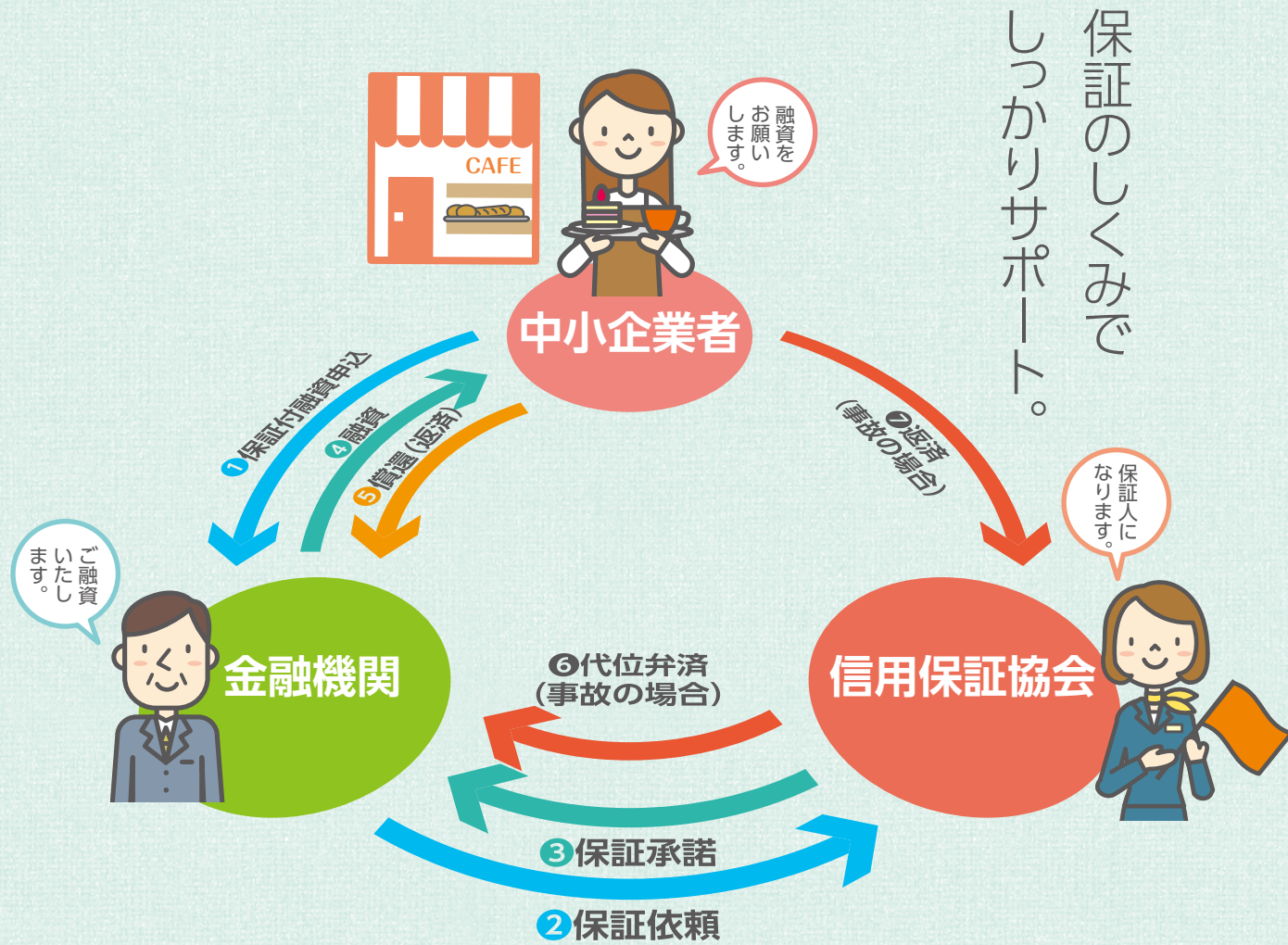
信用保証協会は、創業されるみなさまが
金融機関から事業資金を借入する際の公的な保証機関です。



Credit Guarantee Corporation Of Ehime-ken

愛媛県信用保証協会

保証のしくみ



保証の流れ

- 1 信用保証協会、または金融機関などの窓口へご相談ください。
- 2 金融機関から信用保証協会に保証依頼をします。
- 3 信用保証協会は、企業の事業内容や経営計画などを検討し、信用保証を適当と認めた時は金融機関に対し信用保証書を発行します。
- 4 保証承諾を受けた金融機関から融資が実行されます。この時お客様に信用保証料をご負担いただきます。
- 5 融資条件の通り、借入金を金融機関にご返済していただきます。

倒産などの金融事故が発生した場合には…

- 6 万一、お客様が何らかの事情で返済できなくなった場合は、信用保証協会が金融機関へ立替払い(代位弁済)をします。
- 7 代位弁済により、信用保証協会はおお客様に対し「求償権」を取得し、債権者となります。お客様の実情を踏まえ、ご相談しながら信用保証協会に借入金をご返済いただけます。

愛媛県信用保証協会の創業支援について

愛媛県信用保証協会では、創業資金のお借り入れの支援だけでなく、創業前から創業後まで一貫したサポートをしています。まずはお気軽にご相談ください。



1 創業に関するご相談

創業でお悩みの方、どんな小さなことでもかまいません。創業に関するご相談に無料でお応えします。お気軽にご相談ください!



2 創業計画の作成と資金調達をお手伝い

- 創業計画の作成をお手伝い ※計画作成のポイントは中面に記載しています。

コンセプトの設定

誰に、何を、
どうやって売る?

資金計画

創業するためにいくら必要?
資金はどこから調達する?

収支計画

売上予測の
立て方は?



- 資金調達をお手伝い

愛媛県信用保証協会が創業されるみなさまの公的な保証人となることで、金融機関から事業資金が借りやすくなります。創業支援のための保証制度については、中面をご覧ください。

3 アフタフォローもおまかせ

創業してからも、経営面・資金面でみなさまをサポートします!

- 創業後も経営に関するご相談に無料で応じ、事業が軌道に乗るようサポートします。
- 創業資金のお借り入れだけでなく、創業した後の資金調達のお手伝いもします。みなさまのニーズに合わせた様々な保証制度をご用意しておりますので、詳しくは裏面の県内各窓口にお問い合わせいただくか、協会ホームページをご活用ください。



チェックポイント1 事業形態(個人・法人)について

	個人	法人(株式会社)
開業手続き	比較的簡単で特別な費用は必要ありません。	設立登記に時間と費用がかかります。 ※登記にかかる費用の一例 収入印紙 40,000円(電子文書であれば不要) 定款認証料 50,000円 定款謄本代等 250円×定款ページ数 登録免許税 150,000円~ 計 約21~25万円 (手続きを司法書士等に依頼する場合は別途費用がかかります。)
社会的信用	一般的に法人に比べてやや劣ります。	一般的に信用力が優り、従業員の採用などで有利です。
税務申告	申告書類などは比較的記載が簡単です。 3月15日が確定申告の期限です。	決算書などの書類作成が複雑です。
税金(課税)	事業が小規模の場合は有利です。	事業が大規模になると節税の効果があります。
事業への責任	無限責任。 万一の場合には個人の全財産をもって弁済します。	出資分を限度とする有限責任ですが、代表者は取引に際し連帯保証人となる場合があります。
事業主の報酬	事業利益が事業主の報酬となります。	定款または株主総会で決定します。 社長や役員の出給とは、役員報酬として経費になります。

チェックポイント2 創業にあたって必要となる各種届出を次の通りまとめました。

	個人	法人(株式会社)
税務署	①開業届出書 ②青色申告承認申請書 ③給与支払事務所の開設届出書 ④青色事業専従者給与に関する届出書	①法人設立届出書 ②給与支払事務所等の開設届出書 ③青色申告承認申請書
各地方局の県税窓口	①源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書 ②たな卸資産の評価方法の届出書 ③減価償却資産の償却方法の届出書	法人設立報告書
市町村役場	開業等届出書	法人設立届出書
年金事務所	国民健康保険、国民年金	健康保険、厚生年金保険
公共職業安定所	①新規適用届 ②新規適用事業所現況書 ③被保険者資格取得届 ④被扶養者(異動)届 ⑤国民年金第3号被保険者の届出	雇用保険 ①適用事業所設置届 ②被保険者資格取得届
労働基準監督署	労災保険 ①保険関係成立届 ②適用事業報告書 労働保険概算保険料申告書	

チェックポイント3 開業に必要な許認可証等について(一部)

下表に掲げる業種については、申込時又は後日に許認可証(写)等を提出していただきます。

業種		
食料品製造業	再生医療等製品製造業	第一種高圧ガス製造業
食料品販売業	再生医療等製品販売業	液化石油ガス販売業
飲食店、喫茶店	薬局	労働者派遣事業
建設業	医薬品販売業	家畜商
一般旅客自動車運送事業	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	浄化槽清掃業
特定旅客自動車運送事業	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業	興行場
一般貨物自動車運送事業	医療機器修理業	浴場業
特定貨物自動車運送事業	一般廃棄物処理業	測量業
旅館業	産業廃棄物処理業	砂利採取業
古物営業	特別管理産業廃棄物処理業	採石業
医薬品(体外診断用医薬品を除く。)	有料職業紹介事業	建築士事務所
・医薬部外品・化粧品製造販売業	病院、診療所、助産所	電気工業業
医薬品(体外診断用医薬品を除く。)	宅地建物取引業	自動車分解整備事業
・医薬部外品・化粧品製造業	酒類製造業	揮発油販売業
医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	酒母・もろみ製造業	揮発油特定加工業
医療機器・体外診断用医薬品製造業	酒類販売業	軽油特定加工業
再生医療等製品製造販売業		

*その他の業種についても、場合によっては許認可証(写)等を提出して頂くことがあります。

創業計画書
作成にあたっての
ポイントを
説明します。



創業・再挑戦計画書 (記入例)

(創業等関連保証、創業関連保証、支援創業関連保証、再挑戦支援保証用)
創業・再挑戦計画書

愛媛県信用保証協会 御中

作成 西暦 ○年 ○月 ○日
[申込人] 住 所 北山町一丁目4番地2
金 店 名 住 民 区 画 番 号
電話番号
氏名、住所、電話番号

1. 事業概要

業種(第一種)	個人事業、会社事業	業種(第二種)	日本料理
業種(第三種)	飲食店(日本料理店)	資本金	円

2. 創業準備の進捗状況(下記の該当事項に○印を付けて下さい)

3. 運転資金計画

名	種	金額	償還方法
商品・材料等の仕入	現金	2,000千円	毎月均等仕入額(2,000円×2ヵ月)
人件費等	現金	1,300千円	例)総額20万円×人×月(×16日)×2ヵ月=13万円
その他の資金	現金	1,500千円	2ヵ月分経費
計	A	4,800千円	

7. 収支計画(今後1年間分)

支	出	入	
仕入	12,000千円	売上	32,000千円
外注工費		工資収入	
人件費	8,000千円	雑収入	
その他費用	4,000千円		
利息	3,000千円		
計	32,000千円	計	32,000千円

8. 販売・仕入先

仕入先	取組	回数	仕入先	仕入先	支払方法
〇〇銀行	現金	毎月	〇〇食品店	〇〇食品店	現金

9. 借入金等状況(※)

借入金等	資金使途	借入残高	残存	年間返済額
〇〇銀行	自動車ローン	200千円	32,000千円	300千円

10. 自己資金算定額

種別	金額	金額
借入金	〇〇銀行	3,000千円
自己資金		
現金		
有価証券		
貸付金		
設備金		
その他		
合計		5,000千円
借入金		
現金		
有価証券		
貸付金		
設備金		
その他		
合計		8,000千円
借入金		
現金		
有価証券		
貸付金		
設備金		
その他		
合計		15,000千円

11. その他(計画に関する補足説明がありましたらご記入してください)

〇〇地区の店舗住居を相手は、地味をメインとした店舗(店舗)に入れる予定で、地味に
着した経営を目指す。
〇〇期間の飲食業界経験と店長を務めたことで得た調理技術と店舗管理のノウハウを
活かし、味と接客で差別化を図りたい。
店舗は住宅密集のエリアで、地域で店舗は開業者が少なく、開業時には新規開業のみで
店舗へのポストアップにより販売促進を行うこと、店舗があること等の理由から集客
及び顧客満足化を目指す。



チェックポイント4 資金計画について

資金計画には ①運転資金計画 ②設備計画 ③資金調達計画 の3つの項目があります。

運転資金計画

- 商品、材料等の仕入資金
- 事務所、店舗、工場等の家賃や水道光熱費
- 広告宣伝費、通信費
- 人件費

等々

設備計画

- 事業用不動産取得資金
- 保証金、敷金、改装工事資金
- 機械器具、什器、備品

等々

自己資本

創業者の自己資金で、法人であれば資本金です。また、別の法人や創業ファンドからの出資を受ける場合もあります。

他人資本

- 金融機関からの借入金
- 親族から支援された資金
- リース会社とのリース契約

*自己資金が多いほど借入金が少なくなり、支払利息等の負担が少なくなるため、損益分岐売上高が少なくなります。
*借入金で資金調達する場合は、返済額に無理のない借入額を検討しましょう。
*金融機関から借入する際、愛媛県信用保証協会が保証人としてサポートします。

チェックポイント5 売上予測の立て方

売上高の予測は収支計画作成のなかで最も重要な部分となります。市場環境や業界平均、店舗立地条件、営業時間帯などを加味しつつ、実現性の高い数値を予測することが大切です。業種毎の売上予測の方法を列挙しましたので、参考にしてください。

販売業のうち店舗売りの比率が大きい業種(コンビニエンスストアなど)

▶ 1㎡(または1坪)あたりの売上高×売場面積

(例) 業種: コンビニエンスストア
●1㎡あたりの売上高:(月間)10万円
●売場面積:70㎡

月間売上高 = 10万円 × 70㎡ = 700万円

販売業、飲食業、サービス業、小売業など

▶ 客単価 × 客数 × 営業日数
(商品単価×買上個数) (席数×回転数)

(例) 業種: 美容院
●1人あたり単価:5,200円
●1日あたり来客数6人(美容椅子:3台 × 1日あたり回転数:2回転)
●営業日数:(月)25日

月間売上高 = 5,200円 × 6人 × 25日 = 78万円

労働集約的な業種(自動車や化粧品品の物販業・ビル清掃業など)

▶ 従業員1人あたり売上高×従業員数

(例) 業種: 自動車販売業
●従業員:3人
●従業員1人あたり月間売上高:200万円

月間売上高 = 200万円 × 3人 = 600万円

設備の生産能力が直接売上に結びつく業種(部品加工業・印刷業・運送業など)

▶ 加工費単価 × 1台あたり生産能力(1日) × 設置台数 × 営業日数

(例) 業種: 部品(ボルト)加工業
●旋盤:2台
●1台あたり生産能力(1日):1,200個
●加工費@60円

月間売上高 = 60円 × 1,200個 × 2台 × 25日(月) = 360万円

創業支援資金のご案内



信用保証協会では、創業支援のための保証制度として、「創業関連保証」と「創業等関連保証」をご用意しております。

制度名	創業関連保証		創業等関連保証
		支援創業関連保証(※)	
根拠法	産業競争力強化法	産業競争力強化法	中小企業等経営強化法
融資限度額	1,000万円 (「再挑戦支援保証」との 合算限度額)	1,500万円 (「創業関連保証」、「再挑戦支援保証」 との合算限度額)	1,500万円
	「創業関連保証」と「創業等関連保証」は同時に利用することができます。 この場合の限度額は2,500万円(「支援創業関連保証」利用の場合は3,000万円)となります。		
資金用途	運転資金および設備資金 ※ただし、新会社設立のための資本金(株式取得資金)は対象となりません。		
担保	不要		
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要		
自己資金	不要		創業計画段階の個人については 借入金額と同額以上の自己資金が必要
融資対象者	①事業を営んでいない個人で、1ヶ月以内(「支援創業関連保証」は6ヶ月以内)に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内(「支援創業関連保証」は6ヶ月以内)に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人で、創業後5年未満の方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 ⑤分社化を計画する会社 ⑥設立後5年未満の分社化された会社		
融資利率	金融機関所定利率となりますが、愛媛県制度として創業資金をご利用いただくと、 長期固定金利での調達が可能となります。 なお、愛媛県制度の利率は1.50%(支援創業関連保証は1.30%)となっております。(平成28年4月1日現在)		
保証料率	0.80%		
返済方法	原則として、均等分割返済		
融資期間	10年以内(据置1年以内)(県制度利用の場合、運転資金5年以内、設備資金10年以内)		
添付書類	創業計画段階の申込の場合には「創業・再挑戦計画書」が必要です。		

※支援創業関連保証とは

主務大臣が認定した認定創業支援事業計画に定める認定特定創業支援事業により支援を受け、支援を受けたことについて市町長の証明を受けて行う創業に要する資金について、創業関連保証における保証限度額を増額(1,000万円→1,500万円)し、創業前における計画期間を長期化(個人1ヶ月、法人2ヶ月→6ヶ月)する制度です。

融資及び保証については、金融機関及び保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

愛媛県信用保証協会

本 所

〒790-8651

松山市一番町4丁目1番地2 中小企業会館1～3階

■松山事業部

保証一課 TEL(089)931-2118

保証二課 FAX(089)931-2174

管理課

《業務区域》松山市・東温市・伊予市・久万高原町・
砥部町・松前町

■総務部

総務課 TEL(089)931-2111(代)

FAX(089)931-2107

電算課 TEL(089)931-2115

FAX(089)931-2170

■業務統括部

経営支援室 TEL(089)931-2116

FAX(089)931-1026

保証企画課 TEL(089)931-2114

FAX(089)931-2107

管理推進課 TEL(089)931-2117

FAX(089)931-2107

■監査室

TEL(089)931-2180

FAX(089)931-1026

新居浜支所

〒792-0025

新居浜市一宮町2丁目4番8号 新居浜商工会館2階

保証課

TEL(0897)33-8282 FAX(0897)33-8284

管理課

TEL(0897)33-8292 FAX(0897)33-8293

《業務区域》新居浜市・西条市・四国中央市

今治支所

〒794-0042

今治市旭町2丁目3番地20 今治商工会議所ビル5階

TEL(0898)23-0170 FAX(0898)23-0758

《業務区域》今治市・上島町

八幡浜支所

〒796-8691

八幡浜市1590番地22 八幡浜商工会館4階

TEL(0894)22-2003 FAX(0894)22-3137

《業務区域》八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

宇和島支所

〒798-0040

宇和島市中央町1丁目9番10号 愛媛新聞ビル5階

TEL(0895)22-6556 FAX(0895)22-6583

《業務区域》宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町

あなたの
創業を
応援します。

愛媛県信用保証協会の

ホームページも併せてご活用ください。

愛媛県信用保証協会

検索

<http://www.ehime-cgc.or.jp/>

